

平塚市防犯カメラ設置補助金Q&A(よくある質問と回答)

補助金の交付を受けることが出来る対象は？

自治会、町内会又は地域住民等により組織された防犯活動団体(以下総称して「団体」という。)です。

商店会等でも補助金の交付を受けることが出来ますか？

地域住民で組織され、地域の安全安心まちづくりの推進に係る自主的な防犯活動を行う団体であれば、補助金の申請は可能です。

ただし、平塚市のその他の補助金と重複する場合は、補助対象としません。

補助額はいくらとなるのか？

令和6年度まではソーラー型と非ソーラー型(電池や電線からの電力供給タイプ)の防犯カメラでそれぞれ補助率が異なりましたが、令和7年度に限り、ソーラー型・非ソーラー型にかかわらず、1台あたり、補助対象経費に100分の90を乗じて得た額とします。(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)と、300,000円のいずれか低い額

【算出例】

例 防犯カメラと設置費用の合計が36万円の場合

- $36\text{万円} \times 0.9$ (補助率) = 32万4千円-①
- 30万円 (補助上限額) -②
- ①>②のため、30万円が補助額。
- $36\text{万円} - 30\text{万円} = 6\text{万円}$ -③ (団体負担額)

※自治会における申請台数の制限はありません。ただし、神奈川県による補助金の交付が決定した案件に限り、予算の範囲内において補助金の交付を行うものです。このため、希望通りに補助できない場合があります。

補助対象となる費用は？

防犯カメラを新規設置する際に要する経費のうち、次の費用です。

- 防犯カメラ、録画装置、保護カバー等の機器購入費
- 防犯カメラを設置するための柱・ケーブル等の設置工事費
- 防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

補助の対象とならない費用は？

次の費用は補助対象外となります。

- 各種代行手数料（東電柱への設置に関する申請書類作成代行手数料等）
- 各種申請手数料（東電柱への設置に関する手数料等）
- 機器の維持管理費・更新費・修理費・保守費
- 自治会名義ではなく、個人名義のクレジットカード等により支払いをした場合
- 支払いに係る各種ポイント（使用ポイント及び、防犯カメラ設置により付与されたポイントを補助対象外経費とします）
- 土地等の使用料・占用料
- 電気代
- 物品の借上料及び予備の物品（SDカード等）の購入費等
- **ネット通販で購入する際は個人名義アカウントで購入したもの**

リースやレンタルは補助金の交付の対象になりますか？

対象になりません。

申請したものは、すべて補助されるのか？

本制度は、神奈川県による補助金の交付が決定した案件に限り、予算の範囲内において補助金の交付を行うものです。このため、希望通りに補助できない場合があります。

防犯カメラを設置するまでにどんな手続きが必要なのか？

設置を検討される団体様は、平塚市危機管理課までご連絡ください。

防犯カメラの維持管理に係る基準等がありますか？

防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和が図れるよう、神奈川県「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」に沿った適切な管理・運用を行ってください。

また、防犯カメラを設置する団体様においても、「防犯カメラの管理・運用基準」を策定していただく必要があります。

防犯カメラを撤去したい場合は？

設置後、5年間は継続して運用してください。やむを得ず防犯カメラを撤去される場合は、交付された補助金を返還することが必要です。

防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の責任は？

設置をした団体様の責任となります。

専門業者に見積りを依頼する際の注意点などがありますか？

補助金の申請は、設置箇所ごとの申請となっているため、見積りをご依頼される際は、設置箇所ごとの内訳が分かるよう作成をお願いいたします。また、見積りの内訳には、「諸経費」や「雑費」といった記載は控え、費用の詳細が分かるよう作成をお願いいたします。

また、どこに見積り依頼をすればよいかわからない場合は、御連絡いただければ工事実績のある業者や工事可能業者を御案内できますので、御相談ください。